

八戸市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)

改正後		改正前																			
<p>(使用料)</p> <p><b>第85条</b> 条例第76条第1項の規定による使用料は、別表第3の規定により算出した金額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p><b>別表第3</b> (第85条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円</td> </tr> <tr> <td>(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円	(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)	(略)		<p>(使用料)</p> <p><b>第85条</b> 条例第76条第1項の規定による使用料は、別表第3のとおりとする。</p> <p><b>別表第3</b> (第85条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">卸売業者市場使用料</td> <td>卸売金額の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円</td> </tr> <tr> <td>(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)</td> </tr> <tr> <td>仲卸業者市場使用料</td> <td>仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>		種別	金額	卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円	(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)	仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)	(略)	
種別	金額																				
卸売業者市場使用料	卸売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円																				
	(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)																				
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)																				
(略)																					
種別	金額																				
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3に相当する額及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 低温卸売場 1平方メートルにつき月額 650円																				
	(2) その他の卸売場 1平方メートルにつき月額 120円(花き部にあっては、150円)																				
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が条例第56条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買い入れた物品の販売金額の1,000分の3に相当する額及び仲卸売場面積1平方メートルにつき月額 700円(花き部にあっては900円)																				
(略)																					

改正後	改正前
	<p>備考 <u>卸売金額又は販売金額に応じて徴収する使用料以外の使用料については、この表により算出して得た額に100分の108を乗じて得た額とする。</u></p>